

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁特殊災害室長

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を定める件の施行について

石油コンビナート等における特定防災施設及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「省令」という。）第19条の4の規定に基づき、大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準を定める件（平成18年消防庁告示第2号。以下「告示」という。）が本日制定・公布され、同日施行されることとなりました。

今回制定された告示は、石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項に規定する大容量泡放水砲に用いる泡消火薬剤の基準を定めたものであります。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 告示の内容に関する事項

大容量泡放水砲に用いる泡消火薬剤として、次に掲げる発泡性能、消火性能及び表示に関する基準が示されたこと。

(1) 発泡性能

- ア 当該基準を満たすための測定方法が示されたこと
- イ 測定に使用する試験用ノズル、泡コレクター及び泡コンテナの仕様が示されたこと
- ウ 泡水溶液の発泡倍率及び還元時間が示されたこと

(2) 消火性能

- ア 当該基準を満たすための測定方法が示されたこと
- イ 測定に用いる消火試験用円形火皿及び耐火性試験用ポットの仕様が示されたこと
- ウ 消火に要する時間及び再燃しないことに関する基準等が示されたこと

(3) 表示

大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容器には、大容量泡放水砲用泡消火薬剤である旨を表示しなければならないこととされたこと。

## 2 運用に関する事項

大容量泡放水砲用泡消火薬剤として型式承認を受ける場合は、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第17条に規定する基準の特例によることとなること。